

(仮称) 南北バス事業について

1. 南北バス事業の経過

南北バス運行事業については、本市の山口地域と南部市街地を直接連絡する「幹線バス路線」として、事業実施の可能性に向けた調査、検討を行ってきた。

昨年9月には、約3ヶ月間におよぶ「試験運行事業」を実施し、その試験結果をもとに、本年2月に、市から「南北バス運行事業検討委員会」に対し、本格運行に向けたあり方など、事業実施に向けた諸検討を行うよう諮問しました。

この度、その南北バス運行事業検討委員会におきまして最終答申案のとりまとめが行われ、8月4日に西宮市長に対しまして、「南北バス運行事業に関する答申」が提出されました。

本市におきましては、この答申の内容等を十分に尊重し、検討した結果、この「南北バス運行事業」を平成21年4月より実施する事を決定しました。

2. 南北バス事業の概要

- ・ 事業内容 : 域内に鉄道駅がない山口地域と南部市街地を直接連絡する幹線バス路線としてバス事業を実施する。
- ・ 運行事業者 : 未定(市の事業提案型バス事業者選定方式により決定)
- ・ 運行ルート : 山口町～西宮北口駅の間(2ルート設定) 2,3ページ参照
- ・ 運行便数 : 平日17便(往復)、土日祝14便(往復)を基本に計画予定
- ・ 事業費等 : 西宮市バス事業基金を設置する。(基金額は3.2億円予定)

(注)便数、停車バス停など運行内容の詳細については、運行開始の際、変更する場合があります。

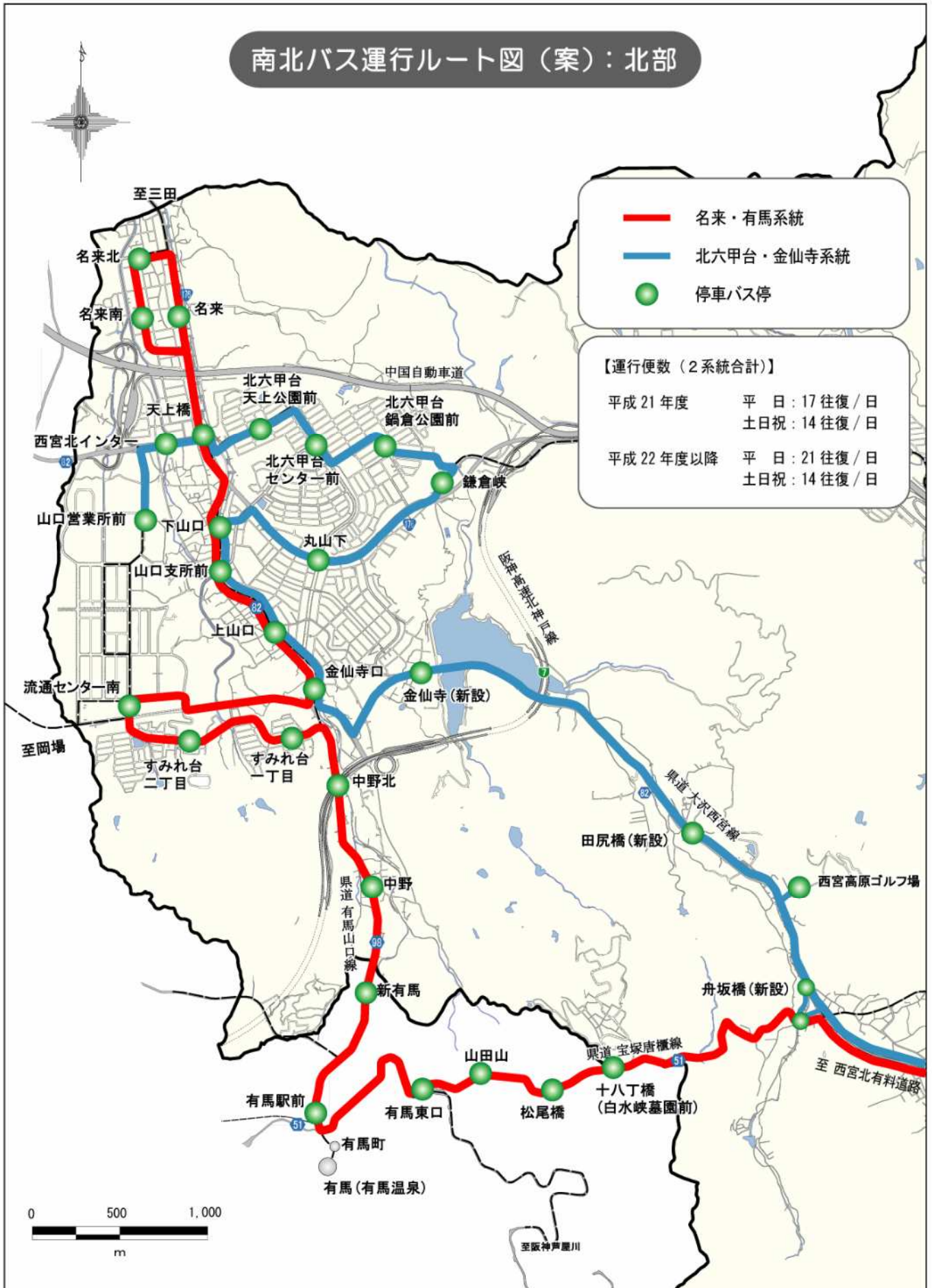
3. 運行開始日

- ・ H21年4月 予定

4. 今後のスケジュール

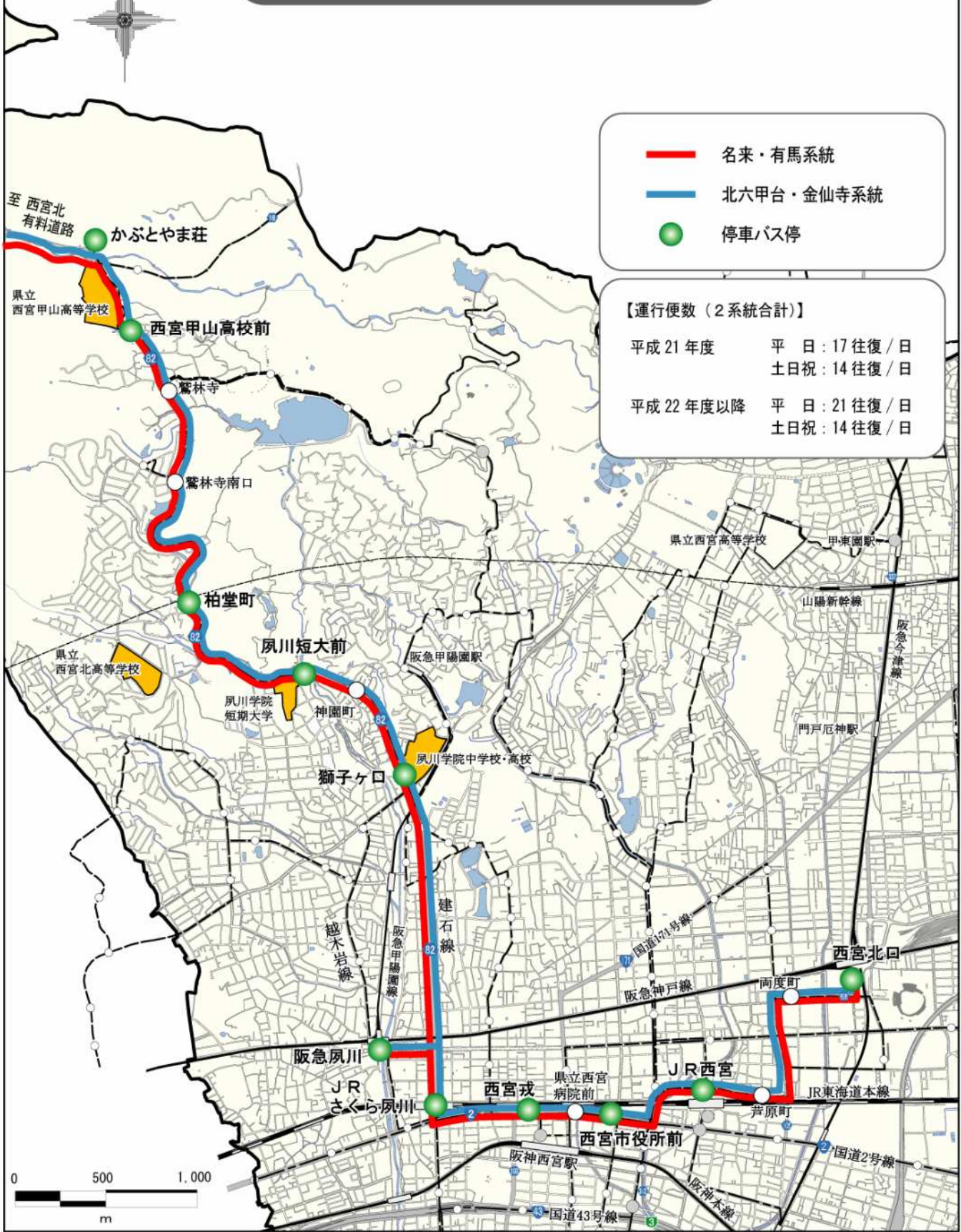
- ・ H20.9 9月市議会補正予算措置及び基金条例の設置
- ・ H20.9～10 バス運行事業者の選定(決定)
- ・ H20.10～H21.3 バス運行実施計画書作成、認可申請
- ・ H21.4 南北バスの運行開始 予定

南北バス運行ルート図（案）：北部



(注) 便数、停車バス停など運行内容の詳細については、運行開始の際、変更する場合があります。

南北バス運行ルート図（案）：南部



(注) 便数、停車バス停など運行内容の詳細については、運行開始の際、変更する場合があります。